



No.3880 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2025.12.1

・鹿児島県における野生イノシシの豚熱感染事例について	361
・新潟県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内4例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について	362
・家畜衛生レポート（岩手県）	363
・家畜衛生レポート（茨城県）	365

☆鹿児島県における野生イノシシの豚熱感染事例について

（令和7年11月19日付けプレスリリース）

本日（11月19日（水曜日））、鹿児島県霧島市において、野生イノシシが豚熱に感染した事例が県内で初めて確認されました。

本病のウイルスが現場及び周辺地域にも存在する可能性があり、人や車両を介して本病のまん延を引き起こすおそれがあるため、対応に万全を期しています。

1. 概要

（1）鹿児島県は、11月18日（火曜日）、同県霧島市において発見・回収した野生イノシシの死体についてPCR検査を実施しました。

（2）同日、同検査により陽性が確認されたため、本日（11月19日（水曜日））農研機構動物衛生研

究部門（注）で精密検査を実施したところ、豚熱野外株陽性であることが判明しました。（県内初の確認事例）

（注） 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. 今後の対応方針

鹿児島県と連携して、次の措置について万全を期します。

（1）鹿児島県は既に豚熱経口ワクチンの散布推奨地域に指定されており、経口ワクチン散布が実施されていますが、今回の事例を踏まえ追加で経口ワクチン散布を実施します。

（2）野生イノシシにおける感染状況の把握をより一層進めるため、鹿児島県において野生イノシシのサーベイランス及び捕獲を強化します。

（3）県内養豚農家に対し、ワクチンの適時・適切

な接種を指導するとともに、ワクチン接種だけではなく、飼養衛生管理の再点検や早期通報について改めて指導します。

3. その他

- (1) 豚熱は、豚、いのししの病気であり、人に感染することはありません。
- (2) 現場及び周辺地域での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあることなどから厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いいたします。

☆新潟県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内4例目）の遺伝子解析及びNA亜型の確定について

（令和7年11月13日付けプレスリリース）

新潟県胎内市で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内4例目）について、動物衛生研究部門が実施した遺伝子解析の結果、高病原性鳥インフルエンザの患畜であることが確認されました。また、当該高病原性鳥インフルエンザのウイルスについて、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

1. 概要

- (1) 新潟県胎内市の農場で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜（国内4例目、11月9日疑似患畜確定）について、動物衛生研究部門（注）が実施した遺伝子解析の結果、高病原性と判断される配列が確認されました。

(2) これを受け、農林水産省は、「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」に基づき、当該家きんを高病原性鳥インフルエンザの患畜と判定しました。

(3) また、当該高病原性鳥インフルエンザウイルスについて、動物衛生研究部門における検査の結果、NA亜型が判明し、H5N1亜型であることが確認されました。

(注) 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究部門：国内唯一の動物衛生に関する研究機関

2. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。
https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いいたします。

3. 参考

新潟県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内4例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について
<https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/251109.html>

☆家畜衛生レポート（岩手県より）

大規模肉用鶏農場における農場の分割管理の導入

岩手県県北家畜保健衛生所

○小澤大地、鈴木崇文、熊谷芳浩、大山貴行

1 背景

令和4年シーズンは高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が全国的に流行し、大規模農場での発生もあり、鶏肉・鶏卵の流通に多大な影響を与えた。そこで、農林水産省は農場を複数に分割し、別農場として取り扱う「農場の分割管理」を推進している。この取組により、発生農場となる対象を限定するだけでなく関連農場からの除外も図ることができ、殺処分による損失の軽減が可能になる。今回、管内の国内希少種を生産する大規模肉用鶏農場において、農林水産省と協議し農場の分割管理を導入したのでその概要を報告する。

2 農場概要

当該農場を経営する食鳥企業は平成19年から洋野町に本社を構え、創業当初から国内希少種である「たつの種」を生産している。また、循環型農業や、地域の食育活動等にも積極的に取り組んでいる。本社に近接する当該農場を含め2市町3農場でコマーシャル鶏を生産しているが、たつの種を生産しているのは国内で当該農場のみであった。当該農場はおよそ38万羽の肉用鶏を飼養しており、衛生管理区域はA棟区、B棟区、及びC棟区でエリア構成されていた。鶏舎は1階建てのウインドレス鶏舎で、A棟区4棟、B棟区12棟、及びC棟区17棟、計33棟で構成されており、1棟に約6,000～12,000羽が収容されていた。なお、鶏舎数が多いため、鶏舎毎に入籠と出荷を行う連続飼育を行っている。

3 計画案の検討

令和4年8月、当該大規模養鶏場から農場の分割管理についての相談を当所が受理した。しかし、当時は農林水産省による対応マニュアルの策定はなされておらず、具体的な対応については明示されていなかった。また、今回の取組は県内でも先行着手した事例であったことから、当該農場とのこまめな打合せや相談対応により、交差汚染防止を主眼とした分割管理の計画案を検討した。

分割管理の検討に際して、まず農場が実践している現状の衛生対策を確認し、次に疑似患畜の範囲を限定する交差汚染防止の対応の具体を検討した。それを踏まえ、当所から分割管理のラフプランを提示し、実践可能か農場と意見交換を重ね、ブラッシュアップを図った。

最終的なラフプランを県畜産課を通じて農林水産省に協議し、同省の了解が得られた後施設改修等に着手した。

衛生管理区域の変更については、元々一つの衛生管理区域をA・B棟区とC棟区の2つに分割し、A・B棟区を第1農場、C区を第2農場として農場及び衛生管理区域を2分割とした。

また、検討するにあたり疑似患畜の範囲を広げる要因として（1）従業員等の動線の交差、（2）死



亡鶏の一時保管場所の共用、(3) 堆肥処理施設の共用が課題となっていた。またHPAI発生も想定すると、(4) 埋却候補地の不足、(5) 防疫作業時の防疫作業動線の交差及びウイルスのまん延も課題として挙げられた。

4 分割管理の具体

(1) 動線の交差

農場に立に入る全ての者の状況を洗い出し、その動線を整理した。農場従業員は通常作業の者と、作業支援チームの者がおり、通常作業はAB区、C区で専任、作業支援チームはAB区とC区をまたいで作業していた。業者については入雛、飼料、工事、出荷の作業を実施しており、鶏舎内に入る業者がいることを確認した。

鶏舎内に立入る者は、シャワーイン、着替え、手指消毒を実施したうえで衛生管理区域内に立入していた。また区域内は専用の車両が利用され、この車両は衛生管理区域外を出入りすることはなかった。鶏舎内に立入しない者は、着替え、手指消毒を実施したうえで衛生管理区域内に立入していた。

特に、AB区とC区、すなわち、第1農場と第2農場をまたいで作業する作業支援チームの存在が動線の交差の大きな課題であった。そこで、衛生管理区域内の車両を第1農場と第2農場それぞれに専用化した。また、農場敷地の奥側に存在する第1農場作業時には、手前側の第2農場を専用車両で通過。再シャワー後、第1農場専用車両で鶏舎内へ移動した。1日の作業は第1又は第2農場に限ることとし、同日に両農場を行き来しないという新たなルールを設定した。

従来使用していた車両消毒施設・シャワー施設については第2農場専用とし、第1農場については専用の車両消毒施設・シャワー施設がなかったため、今回新たに設けた。

立入者	作業内容	立入 直接接触	AB区	C区
農場従業員 (通常作業)	臨床観察・死鳥回収・アウト後の除糞等	○ ○	専任	専任
農場従業員 作業支援 チーム	入雛・アウト後の鶏舎洗浄 と消毒	○ ○		共通
業者	鶏舎外までの入雛運搬	× ×		共通
	飼料の補給	× ×		共通
	排水や電気工事等	△ ×		共通
	捕鳥・農場外への出荷運搬	○ △		共通

衛生管理区域を分けるために必要な施設・機材を増設することで交差汚染防止の実効性を高めた。

(2) 死亡鶏の一時保管場所の共用

一時保管場所を新設し、各々専用化して置場を分離することにより、第1農場と第2農場の従業員が死体を介して交差汚染しない工夫を講じた。

(3) 堆肥処理施設の共用

新たに農場外にある町内の共同堆肥処理施設を確保し、各々の処理場所を分離した。これにより、第1農場と第2農場の従業員が、排せつ物を介して交差汚染しない工夫を講じた。

(4) 埋却候補地の不足

埋却候補地は確保されていたが、面積不足の懼れがあった。また、その場所は後述の防護壁を設置する予定の場所であった。そこで、新たな埋却候補地を約1ヘクタール確保し、埋却の実効性を高めた。

(5) 防疫作業動線の交差・ウイルスのまん延

主要道路から農場に至る道路は1本道のため、発生時には、農場従業員の通勤や飼料や出荷鶏の車両と、防疫作業車両等の防疫作業動線が重複・交差する問題があった。そこで、片方の農場で発生した場合、車両消毒機を3か所設置、交差汚染を低減する計画を立案した。

更に、防疫作業によるウイルス飛沫や野生動物による他方の農場へのまん延が懸念されていたため、第1農場と第2農場の境界に高さ約2mのガルバリウム金属製の防護壁を新たに設置した。さらに防護壁は地面に埋設し、地中のネズミ等によるウイルス

の持ち込み・持ち出しあるも低減するよう工夫した。

令和6年2月、以上の（1）から（5）の課題を解決し、農林水産省との協議、当所の現地確認をふまえ農場分割を達成した。

5 今後の対応

農場の分割管理により当該農場を第1農場15棟約17万羽、第2農場17棟約21万羽に2分割し、HPAIが発生した場合の殺処分は約38万羽から約半数へ抑えることが可能となった。これに伴い出荷遅延も抑えられる見込みとなり、国内希少種「たつの種」の生産の維持にも寄与する結果と考えられたため、当初の目的を達成することができた。

また、分割管理の維持に際して、分割管理が適切に持続できるよう養鶏場巡回やモニタリング検査等を通じてマニュアルの実効性を当所が確認し、支援を継続している。

さらに、今後分割管理をプラスアップしていく取組として、分割管理の維持、堆肥化施設の新設、たつの種飼育農場の拡充、作業支援チームの解消、埋却候補地の拡充を予定している。

堆肥処理について、町内の共同堆肥処理施設を利用することで分割管理における課題を解決したが、当該農場でHPAIが発生した場合その共同堆肥処理施設を封じ込める必要があり、地域の畜産農場への影響が懸念される。これを解決すべく、堆肥処理施設を農場敷地外に新設する予定である。これにより、排せつ物・堆肥の封じ込めへの対応の強化が図られ、一方でHPAI等が発生しても、他方の排せつ物の移動先が拡充できる見込みである。

たつの種飼育農場の拡充について、安定供給を目的とし、たつの種コマーシャル農場を第2農場（洋野町）と系列農場（洋野町）に拡充し、リスクを分散することとした。

作業動線の交差において大きな課題であった作業

支援チームを解消し、分割後各々の農場の従業員を専任化することとした。これらにより交差汚染の防止の強化が図られた。

最後に、系列農場におけるHPAI発生時に利用できるよう、埋却候補地を拡充することとした。既に1ヘクタールを確保しているが、更に伐採を進め最終的に4ヘクタールを確保する予定である。

これらの取組を通して新たに生じる課題へ対応し、適切な分割管理を維持することで、国内希少種であるたつの種のコマーシャル生産の更なる発展に寄与したい。

☆家畜衛生レポート（茨城県より）

茨城県県西家畜保健衛生所

1 茨城県の畜産及び県西家畜保健衛生所の概要

令和5年における本県の農業産出額は全国第3位となる4,536億円となっており、畜産はそのうちの約3割を占める基幹産業となっています。また、飼養頭羽数では令和5年度は採卵鶏が第2位、豚・乳用牛が第7位、肉用牛が第14位、肉用鶏が第19位となっており、全国有数の畜産県です。

本県では『儲かる農業』の実現に向け、畜産物の高付加価値化とブランド力向上、収益性の高い経営体の育成に取り組んでいます。このうち常陸牛については、全国で初めてサシの入り具合をブランド基準に取り入れた『常陸牛煌（きらめき）』を令和5年8月に発表したところ、一般の常陸牛より高値で取引されるなど、一定の評価が得られているところです。

茨城県には家畜保健衛生所が4か所あり、そのうち県西家畜保健衛生所は県西部の筑西市に位置しています（図1）。筑波山の西方には関東平野が広がり、養豚経営が盛んで、特に養豚農家戸数は県全体の約3割を占めます。当所では、獣医師11名を含む14名の少数精銳体制で、県西地域の畜産の衛生管理を支えています。

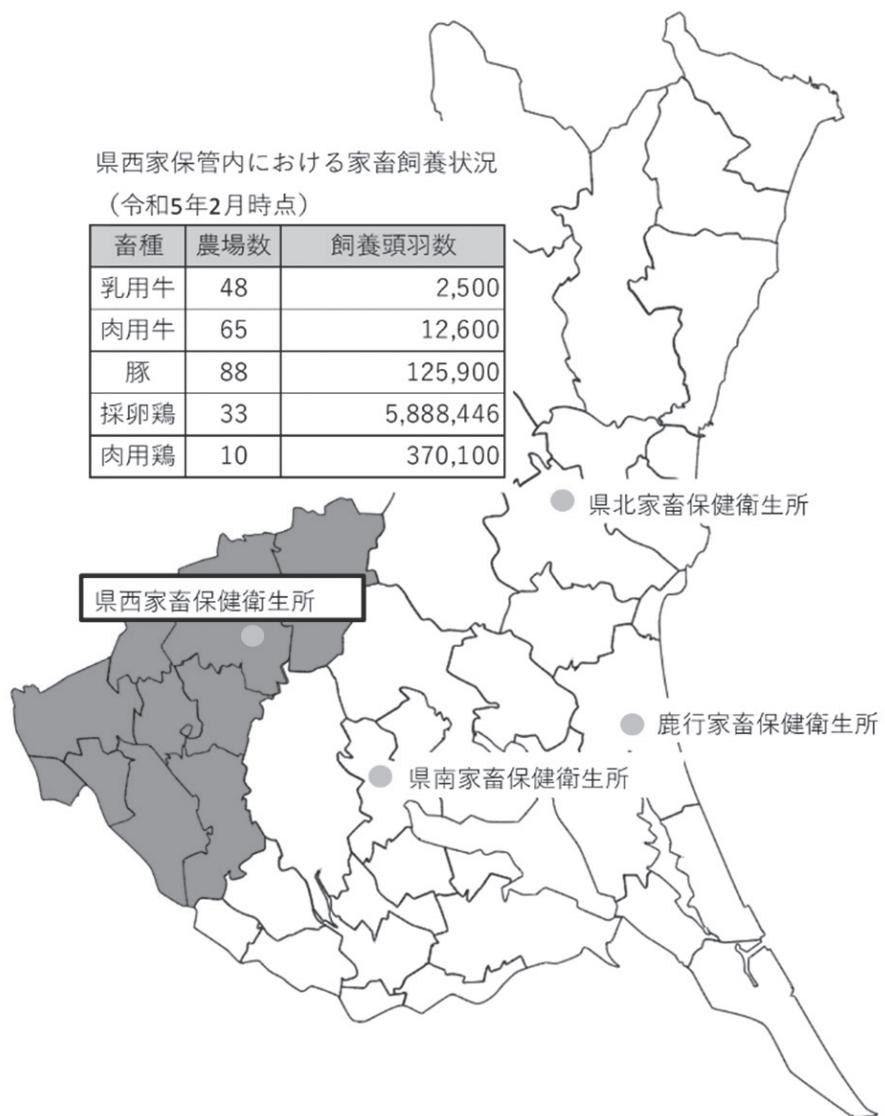


図1 県西管内の家畜飼養状況

2 大規模養鶏場改善指導について

令和2年度シーズン以降、本県では継続的に高病原性鳥インフルエンザ（HPAI）が発生しており、本県で発生した9件中3件が県西管内発生で、またいずれも100万羽を超える大規模養鶏場での発生となっています（表1）。大規模養鶏場で HPAI が発生すると養鶏産業に大きな被害が生じるほか、卵価高騰や防疫措置による県民サービスの低下など、県民生活にも影響が及ぶことから、50万羽以上飼養している大規模養鶏場を対象に、令和5年に『茨城県

鳥インフルエンザの発生の予防及びまん延の防止に関する条例』を制定しました。

本条例の柱は次の3点です。

- ①鶏舎設備基準の設定：鶏の取り出しや管理がしやすい鶏舎の基準を設定し、新設・建替時には基準適合への努力と家畜への届出を求めます。
- ②人材の育成：毎年の研修会を通じて飼養衛生管理の知識習得を促し、従業員の参加を義務付けます。
- ③人員及び資材の確保：人員及び資材の確保については、防疫措置対応計画に、農場等で有する

人員及び機材の記載を義務付けます。

また、令和4年度のHPAI発生より、殺処分方法について新たにコンテナと出荷用ラックを用いたコンテナ・ラック法を考案、実用化しております(図2)。コンテナ・ラック法では出荷用ラックに約100羽を回収、ラック4台分を1コンテナに収容し、まとめて炭酸ガスで殺処分する手法です。この手法により、殺処分速度は従来の台車法の約1.7倍の3,100羽/時/鶏舎であり、使用する炭酸ガスは従来の50%程度に削減することが可能となりました。

令和6年度のシーズンでは、全国で14道県51事例の発生があり、当管内においても年末の12月29日に約108万羽の採卵養鶏場で発生がありました。年の瀬で資材や人員の確保が困難な中、防疫措置に協力いただいた皆様の御尽力に加え、これまでの防疫措置の経験、殺処分手法の改善等により約6日で殺処分を終えることができました。

当該農場は過去も発生している農場であり、これまで再発防止対策として鶏舎屋根へ散水装置及びテグスの設置、入気口を変更し不織布を被覆、バーコンベアの周囲をネットで完全に被せるなど野生動物対策を強化しておりました。令和6年度の発生後、過去2度の発生源となった鶏舎の使用を中止、解体する予定です。さらに、新鶏舎のインレットには新たに不織布を設置し、死亡鶏の回収方法も鶏舎内外で接点がないようパスボックスを作るなどし、病原体の侵入防止対策を強化しております。

表1 令和2~6年度 茨城県内におけるHPAI発生状況

No	発生日	殺処分羽数	鶏種	発生市町村	管轄
1	R3.2.2	84万	採卵鶏	城里町	県北
2	R4.11.4	104万	採卵鶏	かすみがうら市	県南
3	R4.12.22	11万	採卵鶏	笠間市	県北
4	R5.1.9	93万	採卵鶏	城里町	県北
5	R5.2.2	0.7万	和鶴鳥他	かすみがうら市	県南
6	R5.2.3	111万	採卵鶏	八千代町	県西
7	R5.2.10	115万	採卵鶏	坂東市	県西
8	R5.11.27	7.2万	採卵鶏	笠間市	県北
9	R6.12.29	108万	採卵鶏	八千代町	県西

3 畜産物の輸出促進について

茨城県では、畜産振興の一環として畜産物の輸出拡大にも力を注いでいます。常陸牛の海外販売店舗は年々増加し、令和5年時点でアメリカ、ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピンの5か国において、合計50店舗で取り扱われています。また、鶏卵の輸出も拡大しており、主な輸出先である香港向けの輸出量は前年度比で1.7倍に増加しました。

当所管内でも常陸牛の他、筑波山麓で独自飼料を用いて育てられた黒毛和牛のサウジアラビアへの輸出やシンガポールへの鶏卵の輸出に取り組まれている農家に対しては、出荷牛の確認や鶏舎環境のサルモネラ検査など関係業務を担っております。

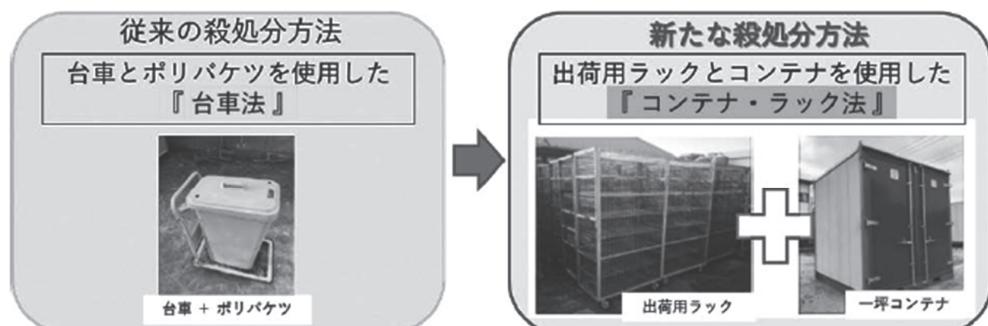


図2 台車法とコンテナ・ラック法

4 おわりに

鳥インフルエンザの発生時、年末年始にもかかわらず、当県の防疫措置にご協力いただきました皆様にこの場を借りて感謝申し上げます。

引き続き飼養衛生管理基準の指導、防疫演習の実

通信

先日もご紹介しましたが11月は薬剤耐性対策推進月間で、農水省でもSNSを用いた情報発信をはじめ、様々なツールを用いてAMR対策の啓発を行いました。

11月15日（土）に日本獣医師会が主催する2025動物感謝デーが開催されました。人と動物そして獣医師に関わる各団体、メーカー、大学、行政機関が出展するブースに子供から年配の方までたくさんの方が立ち寄ってその活動や取組を見ていきました。農水省からも、畜水産安全管理課から薬剤耐性（AMR）対策の基礎的な情報から普段から気を付けることについて普及啓発を図るとともに、動物検疫所羽田空港支所からは海外からの畜産物の持込み禁止について検疫探知犬とともに注意喚起を行い、多くの方に取組の重要性が伝えられたと思います。また、若手職員によるストーリーとクイズで牛さんの秘密と獣医さんお仕事を楽しく学んでもらうステージも大成功ですばらしかったです。

11月17日の週には、農林水産省の消費者の部屋で、畜水産安全管理課と動物医薬品検査所が共同でAMR対策についての展示をしました。学校の行事として見に来ていた小中高生が非常に関心をもって見ていたのが印象的でした。

11月25日（火）、12月5日（金）、12月15日（月）には動物分野における薬剤耐性対策ミニセミナーを開催しています。皆さまお誘いあわせの上ご参加くださいますようお願いします。

施、万一発生した際の体制整備など、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置についての取り組みを実施するとともに、本県畜産業の振興に努めてまいります。

<https://www.maff.go.jp/j/syounan/tikusui/yakuzi/attach/pdf/torikumi-76.pdf>

農林水産省主催

**令和7年度動物分野における薬剤耐性対策
ミニセミナーを開催いたします**

抗菌薬が効かない薬剤耐性菌の増加が国際的な課題となっています。薬剤耐性への対策は、人の健康だけでなく、家畜やペットの健康維持に必要不可欠なものであり、その取組には獣医師や生産者、ペットオーナー等、関係者の理解を高めることが重要だと考えられます。そこで今後、薬剤耐性に関する様々な分野の最新情報を紹介し、薬剤耐性対策の一層効果的な推進に資することを目的に、下記のとおり、セミナーを開催します。

開催日時： 1日目 令和7年11月25日(火)19:00~20:00
2日目 令和7年12月 5日(金)19:00~20:00
3日目 令和7年12月15日(月)19:00~20:00

開催形式： Teamsウェビナーによるオンライン配信（各回500名様まで）

参加費： 無料

お申込み： 下記URLか、右のQRコードからお申込みください
<https://forms.gle/oEpABVCK8Fvkr2F7>
※申込締切：各回の2日前まで（アーカイブ配信のみ12月31日まで）
※アーカイブ配信を予定しております。配信のみのお申込みも可能です

1日目 【愛玩動物】令和7年11月25日(火)19:00~20:00

- ・伴侶動物における抗菌剤使用量と薬剤耐性の動向
 - 原田 咲（動物医薬品検査所 動物分野AMRセンター）
- ・犬と猫の尿路感染症における抗菌薬適正使用－理想と現実、そして今後の課題－
 - 下川孝子（岡山理科大学 獣医学部 獣医学科医獣連携獣医分野 臨床病理学講座）
 - 愛玩動物看護師も知っておくべきAMR対策
 - 井村知美（東京大学 附属動物医療センター 看護部）

2日目 【豚】令和7年12月5日(金)19:00~20:00

- ・電子指示書システムの紹介
 - 大野 洋佑（農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 薬剤耐性対策班）
- ・今後10年成功する国内養豚の要件
 - 袁克昌（一般社団法人日本養豚開業獣医師協会（JASV）代表代行理事）
- ・豚熱発生からの再開事業～グループシステム導入でより良い養豚へ～
 - 水上佳大（有限会社あかばね動物クリニック）

3日目 【牛】令和7年12月15日(月)19:00~20:00

- ・生産現場でできる日見感染症対策
 - 上松 瑞穂（宮崎県農業共済組合生産獣医療センター 生産獣医療センター長）
 - 子牛への抗菌薬の予防的投与中止が呼吸器病(BRD)原因細菌の感受性に与える影響
 - 阿村 真吾（全路連臨農技術研究所）



毎週月曜日発行

家畜衛生週報

編集・発行：農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課、動物衛生課
☎ 03(3502)8111 内線 4581
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1